

再生碎石承認基準

(目的)

第一条 この基準は、広島市が発注する公共工事で使用できる再生碎石を広島市が承認するに当たり必要となる事項を定めることにより、環境保全、資源の有効利用及び処分場の不足による建設廃材等の不法投棄等の不適正処理の防止を図り、公共事業の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) コンクリート廃材等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第9号に定める工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、コンクリートミキサー車が建設現場から生コンクリート工場に持ち帰った生コンクリートを硬化させたもの及び掘削等により生じた岩碎類をいう。

(2) 泥土

発生土利用基準（平成18年8月10日 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）の土質区分基準に定める泥土であり、建設汚泥も含まれる。

(3) 再生碎石

コンクリート廃材等を破碎したもの又はこれらに泥土を固化したものを混合したものとし、所要の品質が得られるよう製造した「再生クラッシャーラン」及び「再生粒度調整碎石」をいう。

ただし、品質が確保出来ない場合に限り、新材料が重量比で50%まで含まれていても再生碎石であるとみなす。

(施設の設備等)

第三条 再生碎石の承認を受けようとするときは、次の要件を備えなければならない。

- (1) 再生碎石の製造施設（以下「製造施設」という。）にコンクリート廃材等又は泥土が処理できる施設が配置されていること。
- (2) 製造施設にコンクリート廃材等、泥土（使用する場合に限る。）及び再生碎石の貯蔵施設が配置されていること。
- (3) 再生碎石の品質管理について、広島市が定めた品質、規格が確保されること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項の産業廃棄物処分業の許可を受けた後、6か月以上の再生碎石の販売実績を有すること。ただし、発生したコンクリート廃材等を自ら処理するため同項の許可が不要な場合は、許可の要件は不要とするが、6か月以上の販売実績を有することを要する。

(設備基準)

第四条 製造施設には、コンクリート廃材等又は泥土の貯蔵施設、破碎装置、破碎材のふるい分け装置並びに再生碎石の貯蔵施設等を備え、所定の品質の再生碎石を製造できる能力を有するものとする。

2 表-1に標準的な再生プラントの設備を示す。

3 付帯設備として、試験室等の設備を備えるものとする。ただし、第七条第2項に規定する毎月1回以上の頻度で実施する材料試験を、公的試験機関（国立若しくは公立のもの又は公益法人（特殊法人として存するものを含む。）が運営するもの。）、産業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）の登録試験事業者又は地質調査業若しくは建設コンサルタントの国土交通大臣登録業者（以下これらを「公的試験機関等」という。）で行う場合はこの限りではない。

表－1 標準再生プラント施設（本表は、標準的な施設を例示しているが、製造方法に応じて必要となる施設が異なる場合は、個々の申請時に確認するものとする。）

施設名称	施設機能	備 考
ホッパー	原石投入施設	原石投入時の衝撃防止
グリズリフィーダー	土砂除去施設	投入された原石に混入している土砂の除去
ジョークラッシャー 及びサイントクラッシャー	大割施設	原石を大割りする
磁選機	金属類除去施設	原石に混入している金属類の除去
インパクトクラッシャー	小割施設	大割りされた原石をほぼ製品サイズに小割りする
リップルスクリーン	分級施設	製品サイズに分級する
オーバーサイズバッ クコンベア	輸送施設	オーバーサイズの石を再度粉碎するためインパク トクラッシャーまで輸送する
粒度調整機	粒度調整施設	ふるい分けされた骨材の配合割合を調節する。
混合施設	混合施設	再生材と新材を混合する
スプレーミキサー	加水施設	最適含水比となるよう調整する
ストックヤード*	貯蔵施設	分級された製品ごとに貯蔵する

* 一定規模以上のストックヤードについては、宅地造成及び特定盛土規制法(昭和36年法律第191号)に基づく届出等の手続きが適正に行われていること。

(品質及び環境安全性に関する管理基準)

第五条 再生碎石の品質及び環境安全性に関する管理基準は別紙、特記仕様書によるものとす
る。

(申請時における品質及び環境安全性に関する確認)

第六条 品質に関する材料試験は、市担当職員の立会いのもとに試料を採取し、公的試験機関等で実施しなければならない。

2 新規に承認を受けようとする再生碎石の生産者は、第五条に規定する品質及び環境安
全性に関する管理基準を満たすものであることを確認するために必要な試験を実施し、
その結果を再生碎石の承認申請書に添付し提出しなければならない。

3 更新しようとする者は、第七条第2項に規定する直近で実施した材料試験結果を再生
碎石の承認申請書に添付し提出しなければならない。

また、前第1項に規定する材料試験を実施し、その結果を承認した日から6か月以内
に広島市長に提出しなければならない。

4 新材を混入する場合は、混入前の再生材と新材のふるい分け試験結果及び混入率を明
記した書面を承認申請書に添付して提出すること。

5 環境安全性に関する試験は、コンクリート廃材等以外の廃棄物を製品の原材料の全部
又は一部に用いる場合に次の要領で実施するものとする。

ア 試料は原材料又は製品のいずれでも良いものとするが、原料の流通又は使用過程の
できるだけ上流側で確認することが望ましい。

イ 申請時の直前に行う環境安全性に関する試験は、市担当職員の立会いのもと試料を
採取し、公的試験機関又は計量法特定計量証明事業者認定制度(MLAP)の認定特定計量
証明事業者において実施すること。

ウ 試験項目及び基準値については、広島市再生資材使用指針に基づき設定されている
こと。

(申請後における、品質及び環境安全性に関する管理)

第七条 承認を受けた者は、第五条に規定する品質及び環境安全性を保証するために必要な管
理を行わなければならない。

2 再生碎石の品質に関する材料試験は、毎月1回以上実施するものとする。

3 環境安全性に関する試験は、コンクリート廃材等以外の廃棄物を製品の原材料の全部又は一部に用いる場合に実施するものとするが、承認申請時に行った試験結果を含め、年4回以上の頻度で実施すること。

なお、試験項目及び基準値については、広島市再生資材使用指針に基づき設定されていること。

また、その結果は、すみやかに広島市長に提出しなければならない。

(試験方法)

第八条 品質管理及び環境安全性の確認のために必要な各種試験の方法は、次のとおりとする。

1. 品質管理に関する試験方法

試験の名称	試験方法
粒度試験	JIS A 1102（骨材のふるい分け試験方法）による。
すりへり減量試験	JIS A 1121（ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験方法）による。
塑性指数試験	JIS A 1205（土の液性限界・塑性限界試験方法）による。
修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧に規定する方法による。

2. 環境安全性に関する試験方法

試験の種類	試験方法
溶出量試験	「土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）」による。
含有量試験	「土壤含有量調査に係る測定方法（平成15年3月6日環境省告示第19号）」による。 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境省告示第68号）別表媒体欄の「土壤」に示された方法による。

(雑則)

第九条 承認を申請しようとする者は、別記様式により必要な資料を添付して、「再生碎石の使用承認申請書」を広島市長へ提出しなければならない。

2 承認内容を変更しようとする者は、広島市長に申入れを行い、指示された手続きを行わなければならない。

3 承認期間は1年間とし、更新しようとする者は、承認期間満了日の2か月前までに広島市長に申入れを行い、別記様式により必要な資料を添付して、「再生碎石の使用承認申請書」を広島市長へ承認期間満了日の7日前までに提出しなければならない。

附則

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成6年7月1日から施行する。

附則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成15年12月1日から施行する。

附則

この基準は、平成18年 4月 1日から施行する。

附則

この基準は、平成19年 6月15日から施行する。

附則

この基準は、平成21年 6月 1日から施行する。

附則

この基準は、平成21年 6月10日から施行する。

附則

この基準は、平成22年12月 1日から施行する。

附則

この基準は、令和 2年10月 1日から施行する。

附則

この基準は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附則

この基準は、令和 7年 1月 1日から施行する。

附則

この基準は、令和 8年 1月 1日から施行する。